

朝霞市景観計画の変更（案）

令和3年4月

朝霞市

【変更の目的】

朝霞市では平成28年4月1日に朝霞市景観計画を施行し、朝霞市の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めています。

この景観計画では、地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に進めるため、景観づくり重点地区を定めることとしており、市では、令和2年3月に指定した「シンボルロード周辺エリア」に続く第2号として、市民の方々に花まつり会場等として特に親しまれている黒目川沿川の中心地区を指定する検討を進めているところです。これにより、本市を代表する桜並木や水辺、農の風景が形成する水と緑の景観を守るとともに、人々がこれらに身近に親しむことができる、ゆとりとにぎわいのある景観づくりを推進していきたいと考えております。

このような背景のもと、このたび、その黒目川沿川の地区に係る景観づくり重点地区の指定案を作成したことから、この内容追加を目的とした朝霞市景観計画の変更を行います。

併せて、黒目川に架かる「浜崎黒目橋」についても、このたび指定しようとする景観づくり重点地区の地区内にあり、景観形成に重要となる公共施設であることから、「景観重要公共施設」に指定するための内容変更を行います。

【変更の主な内容】

変更の概要

- (1) 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」の新規指定
- (2) 景観重要公共施設「浜崎黒目橋」の新規指定
- (3) 景観重要公共施設「公園通り（都市計画道路 上ノ原通線）」を、「公園通り（都市計画道路 上ノ原通線）及びシンボルロード」へ指定変更

以上の変更に伴い、朝霞市景観計画【本編】の各関連ページを追加・修正するとともに、朝霞市景観計画【別冊】「景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」」を新規追加。

変更箇所と内容

ページ	変更箇所と内容
目次	「別冊 2. 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」」を追加
16ページ	【(2) 景観づくり重点地区】 項目「②景観づくり重点地区の指定一覧」に、黒目川沿川エリアの内容を追加
23ページ	【景観ゾーンの対象範囲】 「※」の文章内に、「・別冊 景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」」を追加 【景観ゾーンの概念】 ページ下部の黒目川の絵の上に「黒目川沿川エリア」を追加
24ページ	【景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分】 図と凡例に、それぞれ黒目川沿川エリアを追加
47ページ	【②景観重要公共施設の整備に関する事項】 施設名の「2 公園通り（都市計画道路 上ノ原通線）」を、「公園通り（都市計画道路 上ノ原通線）及びシンボルロード」へ名称変更 併せて、「整備に関する事項」の文章を、「本市を代表する、～（中略）～空間づくりに努めます。」へ差し替えるとともに、シンボルロードの写真を1枚追加掲載
	「3 浜崎黒目橋」を、写真含め項目ごと新規追加
別冊	朝霞市景観計画【別冊】「景観づくり重点地区「黒目川沿川エリア」」を新規追加